

令和3年度 都の貸金業対策の主な実績について

東京都では、貸金業法に基づき、貸金業者の新規・更新等の登録や立入検査などの指導監督を行っています。

このたび、令和3年度における都の貸金業対策の主な実績をとりまとめましたので、お知らせします。

① 登録業者

3年度末の都知事登録業者は・・・564者(社)

- ・都知事登録業者数は、全国の登録者総数の約3分の1を占めています。

② 行政処分

業者に対する行政処分は・・・1件

- ・行政処分の内訳は、業務改善命令が1件で、業務停止処分、登録取消処分はありませんでした。

③ 苦情・相談

寄せられた苦情・相談は・・・763件

- ・苦情・相談の内容については、貸金業登録の有無を照会するものが全体の約4分の1を占めており、その内の約9割が、無登録（ヤミ金融）でした。

(詳細については別紙)

都に寄せられる苦情・相談が、違反行為の是正指導や行政処分のきっかけになっています。「おかしいな」「困ったな」と思ったら、まず、ご相談ください。

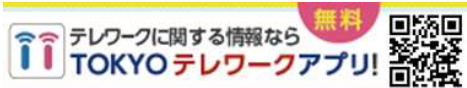
- 電話 03-5320-4775 (平日 午前9時～午後5時)

また、都では司法書士及び弁護士による貸金業に関する無料法律相談も行っています。

- 司法書士相談窓口 第一、第三金曜日 (午後1時～午後4時)

- 弁護士相談窓口 第二、第四水曜日 (午後1時～午後4時)

設置場所：貸金業対策課 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎19階北側



【問い合わせ先】

産業労働局 金融部 貸金業対策課

直通電話:03-5320-4793 都庁内線:36-881

1 登録業者の状況

●登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

年 度	14年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
東京都	6,983	556	549	544	570	564
全国	26,281	1,770	1,716	1,647	1,638	1,581
都道府県知事登録	25,352	1,485	1,435	1,372	1,367	1,313
財務局登録 ※	929	285	281	275	271	268

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

2 行政処分状況

●行政処分の種類別件数の推移

単位:件

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
登録取消し処分	0	0	1	0	0
違反情状の特に重いもの	0	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	0	0	1	0	0
所在不明によるもの	0	0	0	0	0
業務停止処分 ※1	4	7	3	2	0
業務改善命令 ※2	12	7	4	1	1
行政処分総件数	16	14	8	3	1

※1 業務停止処分は、帳簿の備付け義務違反、取立て行為の規制違反などに対するもの

※2 業務改善命令は、利息・保証料等に係る制限等の義務違反などに対するもの

3 苦情・相談の状況

●苦情・相談件数の推移

単位:件

年 度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
苦情・相談件数	2,628	1,877	1,477	1,172	763

●苦情・相談の主な内容

- ・登録照会に関するもの 197件 (うち、無登録(ヤミ金)と判明したもの169件)
- ・保証金詐欺 18件
- ・契約内容 13件
- ・取立て行為 9件
- ・金利に関するもの 8件
- ・広告・勧誘(詐欺以外) 7件

電話による相談事例（ヤミ金融に関するもの）

（事例1）

- ・ 経営している店舗に融資を勧誘するファックスが届きました。融資をお願いしようと思い業者に電話しました。業者の担当者が「融資するには信用を確認するので、先に預託金を入れてください。また、事務手数料を振り込んでください。」と言うので、指示されるまま指定された口座に預託金名目で65万円、事務手数料名目で30万円を振り込みました。すると、預託金が不足しているのにさらに預託金を振り込んでほしいと連絡がきました。この業者は大丈夫でしょうか。
（女性、年齢不詳、自営業）

（事例2）

- ・ 事業資金が必要になり、ネットで検索したファクタリングの会社と契約を結びました。保証金として35万円振り込めば、当日の15時までに会社の口座に500万円振り込んでくれるということでしたが、いまだに振り込みがありません。
（女性、年齢不詳、自営業）

（事例3）

- ・ 身に覚えのない業者から突然100万円が自分の口座に振り込まれました。業者に電話して90万円は指定された口座に振り込んで返却しましたが、残り10万円を直接自宅に取りに来ると言っています。どうすればよいでしょうか。
（男性、年齢・職業不詳）

（事例4）

- ・ 私の主人は自営業です。先日、主人が売掛ファクタリングで500万円を借りましたが、その時20万円の手数料を差し引いた480万円を受け取りました。その後、その業者から連絡があり、あと120万円支払わなければ内容証明を送りますと言われたのですが、どうしたらよいでしょうか。
（女性、年齢不詳、無職）

（事例5）

- ・ お金を簡単に貸してくれる業者をウェブサイトで探し連絡したところ、クレジットカード2枚とその暗証番号を書いて送れば、口座に10万円振り込むと言うのでそのようにしましたが、お金が振り込まれません。
（男性、年齢不詳・パート）

- 融資の実行前に保証金や事務手数料等の名目で、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る「押し貸し」や、正規の登録業者名や架空の登録番号等を詐称し、違法な融資を行う「なりすまし」などは、ヤミ金融の手口といえます。都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁に情報提供を行っています。
- 貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。
（03-5320-4775）